

岡財第338号
令和5年10月4日

各局区室長
各事務局長
教 育 長
(主管課扱い) 様

財政局長

令和6年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、岡山市予算規則第6条の規定に基づき、別添予算編成方針により令和6年度予算を編成するので通達する。

令和 6 年度予算編成方針

1 財政の現状と見通し

本市では、財政の健全性、透明性に配慮しつつ、第六次総合計画の目標実現に向けて、「住みやすさ」「力強さ」「安全・安心」の 3 つの視点を大切にしながら、岡山市固有の強みや特性を最大限に活かしたまちづくりを進めているところである。

令和 5 年度は、感染症対策・物価高騰対策に万全を期しつつ、第六次総合計画長期構想に掲げる都市づくりの基本目標「未来へ躍動する 桃太郎のまち岡山」の実現に向けて、「街を楽しむ」「地域の振興」「子育て・教育」に加え、DX・GX の推進などの重点施策に取り組むほか、市政の各般にわたるさまざまな政策課題について総合的に施策を展開しているところであり、今後もこうした取組による市の持続的な成長と発展を財政面で支えていく必要がある。

本市の地域経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、緩やかな回復を続けているが、物価高騰の長期化の懸念や海外経済の回復ペースの鈍化などにより、先行きは依然として不透明な状況にある。

令和 6 年度においても、社会保障関係費の増加やエネルギー・食料品等の物価高騰に加え、公共施設等の老朽化対策や防災減災対策など多額な経費が必要となると見込まれるとともに、市税収入などの一般財源総額の大幅な増加は見込めない状況であり、歳入・歳出両面において先行きは不透明である。

2 予算編成の基本的な考え方

このような状況下において、令和 6 年度は、第六次総合計画の目標実現のために真に必要な事業の実施の両立を図りながら、将来世代に負担を先送りしないよう財政規律を守りつつ、予算を編成するものとする。

（1）第六次総合計画の着実な推進

地域の活性化や産業観光の振興、子育て・教育環境の充実、地域防災や健康・福祉分野における安全・安心な都市づくりの推進などの諸施策を着実に推進するとともに、脱炭素社会の推進やデジタル化の進展への対応などの新たな課題にも適切に取り組む。

(2) 真に必要な事業を実施するための不断の見直し

限られた財源を効率的・効果的に配分し、各分野の重点施策を着実に実施するために、各局区室においては、経常経費の無駄や非効率を取り除くとともに、全ての事業について目的・効果を改めて検証し、徹底した見直しにより廃止や再編を行うなどの効率化・適正化に取り組むものとする。また、既存の計画等に捉われることなく、事業の優先度も再度検討し、事業の中止や延期も含めた大胆な見直しを行うものとする。

全ての新規及び拡充事業は、スクラップアンドビルトを基本とし、また、既存の事業も含めて、事業の終期又は見直し時期の設定を考慮するものとする。

さらに、今後の人ロ減少に対して市民サービスを安定的に確保していくために、幅広い分野における民間活力の導入、急速に技術革新が進んでいるＩＣＴや各種データを活用した業務改革を進めるとともに、働き方改革を推進し、職員のワーク・ライフ・バランスの実現にも配慮した作業の効率化なども積極的に進める。

また、使用料及び手数料については、国や他の政令市の水準に留意しつつ、昨今の物価の動向を踏まえ、適切に見直しを行う必要がある。

(3) 基金と市債の管理

財政調整のための基金及び借入金である市債の発行については、引き続き持続可能な財政運営を図っていくために、適切に管理を行う。

3 予算要求の基準

令和6年度予算要求に向けては、各局区室において主体的かつ積極的な経常経費の見直しや、歳入増、事業選択等の創意工夫に取り組み、各種計画に位置付けられた重点事業など優先度、緊急性が高い施策が着実に推進するよう、義務的経費等(別紙)を除く経費について、前年度同額以内とする。

4 その他の事項

国の予算編成は、市の予算編成に大きな影響を及ぼすとともに、事業内容を大幅に見直さざるを得ない場合もあることから、各局区室において、経済対策等の補正予算を含め、国の動向を十分に把握し、機動的に対応できるよう準備されたい。

市議会や定期監査等の指摘事項については、各局区室において十分検討した上で、

予算要求に反映させるよう必要な措置を講ずることとされたい。

当初想定事業費を大きく上回る事態が発生した状況を踏まえ、予算の見積りにあっては、広く情報収集に努めるなど、事業に要する経費をより一層正確に把握し要求されたい。

財政の透明性を向上させ、市政に対する関心をより一層高めるため、令和6年度当初予算においても、引き続き予算編成過程の「見える化」を実施する。

各局区室においては、この予算編成方針の下、各施策の展開にあたり常に全庁的な視点を踏まえて取り組むこととし、緊急性、必要性、優先度等により事業の重点化を図るとともに、都市経営的な視点に立ち、自ら徹底的に無駄を排除、そぎ落とした上で、真に必要な事業を厳選して要求されたい。

[別紙]

義務的経費等

- 1 人件費（全庁一括要求分）
- 2 扶助費（法定義務分のみ）
- 3 積立金
- 4 公債費
- 5 予備費
- 6 その他特に認める事業